

希望（在園）する施設名	年齢（組）	児童名

（あて先）京田辺市長

## 起業準備に関する申立書

保育所等利用申請及び保育要件の確認にあたり、現在起業準備中のため、準備活動開始日（保育所等利用申請の場合、希望開始月）から90日間に限り、以下の状況であることを申し立てます。

① 準備活動の内容 (該当するものに○印、複数回答可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士または税理士が開廃業の届出準備中（ 年 月 日現在）</li> <li>・個人事業の廃業後、法人登記の申請中（ 年 月 日申請受理）</li> <li>・事業計画を元に出資者との協議中</li> <li>・金融機関等へ必要資本の融資を依頼中</li> <li>・各商工会、法律事務所等へ起業準備の問い合わせ中</li> <li>・その他（ )</li> </ul>		
	業 種		
② 事業の内容	開 業 場 所		
	従 事 内 容		
	従 事 時 間	通 常	時 分 ~ 時 分
繁忙時期		時 分 ~ 時 分	
③ 起業準備であることを確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士、税理士、弁護士等との打ち合わせ資料の写し</li> <li>・事業計画書の写し      ・融資申請に係る書類の写し</li> <li>・その他（ )</li> </ul>		

### <直近1か月の準備活動状況>

活動日	活動内容	主な活動	関係先
例) ○.○.○	申請準備	税に関する届出、申請準備	宇治税務署

上記のとおり相違ありません。また、下記注意事項を了解しました。

年 月 日

氏名（起業準備中の保護者）

#### 【注意事項】

就労証明書と開業日が確認できる開廃業届出等の提出ができない場合は、支給認定期間が終了するとともに、保育の利用申請についても無効となります。（保育の利用ができなくなります。）  
 なお、保育所等利用開始後、同一年度に同事由（事業開業準備）による再申請はできません。

証明書等の提出期限

年 月 日

提出がない場合の申請取り下げ（退所）日

年 月 日